

定期報告対象建築物リストの閲覧について

兵庫県では建築基準法第 12 条第 1 項の規定による定期調査結果の報告率の向上を図ることを目的に、下記のとおり定期報告対象となる建築物のリストを定期報告調査資格者※の閲覧に供し、定期報告義務の着実な履行を促進することとしています。

【閲覧できる者】

閲覧できるのは定期報告調査資格者※など、定期報告に関する業務に従事する者に限ります。

※定期報告調査資格者：一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員

【対象区域】

兵庫県が特定行政庁として所管する区域の建築物に限ります。

神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市の建築物の閲覧については各市にお問い合わせ下さい。

【閲覧に供する建築物リスト】

閲覧に供する建築物リストは、令和 2 年度の定期報告対象となる建築物※です。

※下記の用途のうち一定規模以上のもの

- ① 劇場、映画館又は演芸場
- ② 観覧場、公会堂又は集会場
- ③ 病院、診療所又は児童福祉施設等

(リストのイメージ)

用 途	建 築 物 の 名 称	所 在 地
集会場	△△町〇〇集会所	〇〇市△△町 1-1
児童福祉施設	△△市立〇〇保育園	△△市◎◎町 1-1
病院	〇〇病院	□□市〇〇町 1-1

【閲覧方法】

下記の閲覧場所で係員の指示に従って備付けの対象建築物リストを閲覧して下さい。

(コピー不可)

【閲覧場所】

閲覧場所	閲覧場所所在地	対象建築物所在地
兵庫県建築指導課	神戸市中央区下山手通 5-10-1	下記の市町全て
宝塚土木事務所 まちづくり建築課	宝塚市旭町 2-4-15	猪名川町
加古川土木事務所 まちづくり建築課	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	稲美町、播磨町
加東土木事務所 まちづくり建築課	加東市社字西柿 1075-2	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫路土木事務所 まちづくり建築第 1 課 まちづくり建築第 2 課	姫路市北条 1-98	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
豊岡土木事務所 まちづくり建築第 1 課 まちづくり建築第 2 課	豊岡市幸町 7-11	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波土木事務所 まちづくり建築課	丹波市柏原町柏原 688	丹波篠山市、丹波市
洲本土木事務所 まちづくり建築課	洲本市塩屋 2-4-5	洲本市、淡路市、南あわじ市

【閲覧期間】

令和2年7月27日（木）～10月30日（金）

【情報の目的外使用の禁止】

建築物リストを閲覧して得た情報は、定期報告に関する業務以外への利用を禁止します。